

人口減少対策



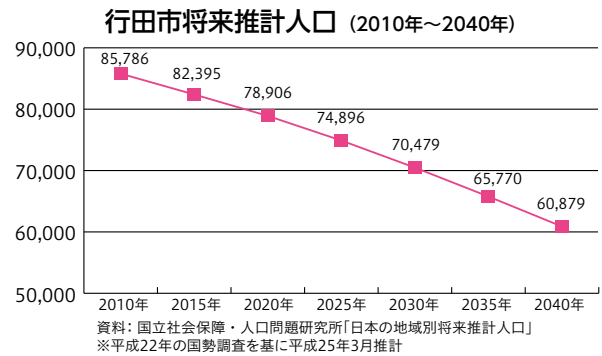
「行田市はどんな取り組みをしているの」「行田市は私たちにどんなサービスを提供しているの」といったことを知りたいと思ったことはありませんか。このような疑問に答えるため、工藤市長が本市の取り組みや現状などを分かりやすく紹介するコーナーが「市長の部屋」です。

第3回のテーマは、「人口減少対策」についてです。ここでは、市の現状や施策について紹介します。

本市の将来予測と現状

全国的に少子高齢化による人口減少が進む中、国立社会保障・人口問題研究所が予測した本市の将来推計人口は、2030年は70,479人、2040年には60,879人となっています。2014(平成26)年1月1日現在の人口は、84,035人と予測よりも人口減少が緩やかですが、実際、本市の人口は2002(平成14)年から減少に転じており、近年は特に著しくなっています。

人口の減少は、市民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済にも多大な影響を及ぼすなど、まちの存続に関わる深刻な問題です。



ひとの元気・地域の元気・まちの元気を目指して

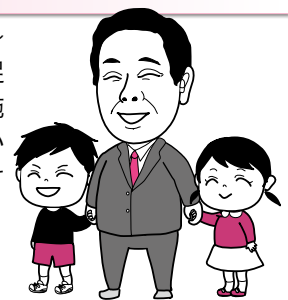
平成23年度にスタートした第5次総合振興計画では、「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」を基本理念とし、定住人口と交流人口を合わせた「まちづくり人口10万人」を目標に、まちの活性化を図ることとしています。これまで教育や子育て環境の充実、観光事業の推進など、まちの魅力を高め、人口減少に歯止めをかけるための施策を実施してきましたが、人口減少は加速化する傾向にあります。

このような中、人口減少対策にいち早く取り組むため、昨年3月には、市・市民・事業者が一体となって定住促進に取り組むことなどを定めた全国的にも珍しい「行田市定住促進基本条例」を制定しました。本年度からは、人口減少対策を重点施策として位置付け、「子育て世帯定住促進奨励金」「企業立地奨励金」など定住促進を図るための施策を総合的・積極的に展開しています。

県内初の「定住促進基本計画」を策定

昨年12月には、本市の社会減(転出者が転入者を上回る現象)の要因である20~40代の結婚・出産・子育て世代の転入促進と転出抑制を図るため、「行田市定住促進基本計画」を策定しました。この計画では、本市の特性を生かした22の新規施策を含む61の定住に向けた取り組みとして、「子育て支援拠点施設の整備」「住まいる行田プロジェクト」「企業立地の促進」「住宅開発区域の見直し」などを位置付けました。

今後、計画に位置付けた本市独自の定住促進策を着実に推進することにより、人口減少を抑制し、活力あふれる元気な行田の実現を図っていきます。



行田市定住促進基本計画に位置付けた重点施策

定住促進

育む

- もっともっと子育て応援
- 未来を担う行田っ子の育成

住む・暮らす

- ゆとりある住宅取得の支援
- 安心安全なまちづくり
- 未来へつなぐ環境
- 交通利便性の向上

働く

- 企業の立地・育成と雇用機会の確保
- 元気な商店街プロジェクト
- 産学官連携

交流促進

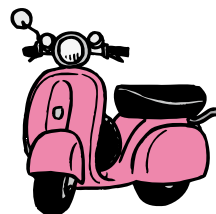
魅力アップ (交流・体験)

- 体験・回遊型の観光誘客
- 農業体験など特色ある地域農業
- 行田ブランドの確立

情報発信

- 行田の魅力を動画で配信
- 多角的な情報戦略

原付バイクご当地ナンバープレートのデザインが決定しました



市制施行65周年を記念し、原付バイク(50cc以下)ご当地ナンバープレートデザインの市民投票を1月に実施したところ、皆さんから2,737票の投票がありました。その結果、1,447票を獲得した垂水秀行さんの作品が最優秀賞に選ばれ、採用デザインとなりました。忍城の石垣にさまざまな行田らしいシルエットが隠れている遊び心あふれるデザインですので、ぜひご利用ください。

最優秀賞



垂水 秀行さん
(香川県丸亀市)

優秀賞(2位)



立志 哲洋さん
(東京都江東区)

優秀賞(3位)



塩崎 歩美さん
(大阪府大阪市)

原付バイクご当地ナンバープレートを交付します

▶**交付開始日** 5月3日(出)※以後、土・日曜日、祝日を除き随時受け付けます。なお、5月3日はナンバー交付以外の窓口業務は行いませんのでご注意ください。

▶**時間** 午前9時～午後5時(先着順)

▶**場所** 税務課

▶**対象** 50cc以下の車両

▶**手続きに必要なもの**

【新規登録の場合】

- ・所有者の印鑑
- ・(購入の場合)販売証明書(車名、車台番号、排気量の記入があり販売店の押印があるもの。店舗を構えておらず、証明者が個人の場合は古物営業許可証のコピーを添付)
(個人から譲り受けた場合)廃車申告受付書(譲渡証明欄に記入押印済のもの。譲渡証明欄がない場合や未記入の場合は別途「譲渡証明」が必要)
※その他の場合は税務課へ問い合わせください。

【行田市ナンバーから交換の場合】

- ・所有者の印鑑
- ・行田市発行のナンバープレート
- ・行田市発行の標識交付証明書

※5月2日(金)までに登録済のナンバープレートから交換する場合も、初回のみ無料交換できます。

▶**注意** ナンバープレートの希望番号の選択はできません。また、登録済みのナンバープレートから交換する場合でも、ナンバー変更による自賠責保険などの変更手続きが必要になる場合があります。詳しくは、加入している保険会社にご確認ください。

▶**その他** 5月3日以降に登録する際、ご当地ナンバープレートまたは以前のナンバープレートを選択できるようになります。

▶**問い合わせ** 同課市民税担当(内線235)